

《台風等非常時における公開講座の中止等の対応について》

台風等の非常時には受講者の皆さまの安心・安全のために公開講座を中止することがありますので、ご了承ください。広島・庄原・三原地域連携センター開講講座の取扱いの概要は以下のとおりです。

詳細については、広島・庄原・三原の地域特性により取扱いが異なる部分もありますので、各講座の問合せ先でご確認ください。

1 講座開始前の中止

講座開始2時間前ないし講座開始の時点で、次の事由が発生している場合には、公開講座の開催を中止します。

(1) 気象警報発令に伴う中止

- ・ 気象庁から講座会場の所在市町に「特別警報」が発令された場合
(広島では「暴風警報」, 「大雪警報」, 「暴風雪警報」, 「津波警報」, 「大津波警報」のいずれか, 庄原では「大雪警報」, 「暴風雪警報」のいずれか, 三原では「暴風警報」が発令された場合も同様)
- ・ 気象庁から講座会場の所在市町に「大雨警報」と「洪水警報」の両方が発令された場合(三原を除く)
- ・ 自治体から講座会場の所在地区に「避難勧告」又は「避難指示」が発令された場合

(2) 地震の発生に伴う中止

- ・ 講座会場の所在地区において「震度5強」以上の地震が発生した場合

(3) 公共交通機関の運休に伴う中止

- ・ 会場が広島市内の場合：広島電鉄の広島市内の電車・バス路線及び広島バスの広島市内のバス路線のすべての運行停止が予告されている場合(会場が広島市外の場合においては、会場に通じる JR, 電車, バス路線のすべての運行停止が予告されている場合)
- ・ 会場が庄原市内の場合：庄原市内のバス路線(高速バスを含む), JR 路線のすべての運行停止が予告されている場合又はスクールバスの運行停止が予告されている場合
- ・ 会場が三原市内の場合：JR 山陽本線, JR 山陽新幹線の三原駅を含む区間, 芸陽バス(頼兼線)の運転見合わせが見込まれる場合

2 講座開始後の中止

講座開始後に上記(1)①~③の講座中止事由が発生した場合には、その時点で講座継続を中止します。※会場が広島市内の場合、JR の運行停止についても情報提供します(途中退席可)。

3 有料公開講座の受講料の返還

上記1(1)~(3)により有料の公開講座が中止と場合には、補講を行う場合を除き、受領した受講料のうち中止となった講座相当分(複数回に亘る講座の場合は按分による)を返還します。この場合には、該当受講者にメール又は郵便でお知らせします。